

毒物及び劇物の積載式容器（タンクコンテナ）の 運搬基準の国際整合化に関する検討

1. 背景

- (1) 毒物及び劇物取締法第16条に「保健衛生上の危害を防止するため必要があるときは、政令で、毒物又は劇物の運搬、貯蔵、貯蔵その他の取扱について、技術上の基準を定めることができる。」と規定され、それを受けて施行令第40条の2では、四アルキル鉛を含有する製剤、無機シアン化合物たる毒物又は弗化水素若しくはこれを含有する製剤を運搬する場合の容器について、基準を定めている。
- (2) 輸入や対日投資の障壁となっている具体的政府規制等に関する苦情を内外の企業等から受け付け審議等を行っている市場開放問題苦情処理体制（OTO：Office of Trade and investment Ombudsman）推進会議において、日本国内でも、国際基準に合致するタンクコンテナによる弗化水素の運搬が可能となるよう提案されている。
- (3) (1)の基準によると、無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）及び弗化水素又はこれを含有する製剤を容器に収納して運搬する場合、その容器の内容積は、10,000 リットル以下であるとこととされている。また、その容器の内容積が 2,000 リットル以上の場合には、その内部に防波板を設けることとされている。
- (4) 国際基準においては、上限の設定はない。（別紙参照）また、防波板についても、積載量80%以上または20%以下の場合は不要とされている。
- (5) 政令で規定している無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）及び弗化水素又はこれを含有する製剤を除く他の毒劇物においては、法令による規程がないため、実際 20 フィートタンクコンテナ(24000L)が外国から船舶で輸送され、日本国内で、そのまま牽引され輸送されている実態がある。

2. 調査会での審議事項

毒物又は劇物の運搬容器として、国際海事機関(IMO)が定めた海上危険物輸送規定(IMDG Code)に適合するタンクコンテナを国内で受け入れることについて検討する。

3. 国際基準の状況

国連危険物輸送勧告(RTDG)（現在12版1998年）に、物質毎の国連番号(UN)、危険物分類と定義、容器性能、容器基準等のModel Regulationが規定されている。この勧告がもととなり、国連の専門機関である国際海事機関(IMO)が海上危険物輸送規定(IMDG Code)を策定している。IMDG Code 自体強制力は持たないが、IMO加盟国はIMDG Codeを国内法に採り入れることとなっている。

陸上輸送に関しては、EUでは、道路による危険物の国際輸送に関するヨーロッパ協定(ADR)を策定し、米国では、危険物に関する米国連邦規則(49CFR)を策定している。

4. 国内の状況

国内の海上輸送に関しては、2002.1.1船舶安全法関連法令を改正しIMOの規則であるIMDG Codeに準拠した。道路輸送については、国内関係他法令（危険物関係、高圧ガス関係）では、IMDG Codeに適合するタンクは例外規定を設け、国際基準を受け入れている。現在指摘されている容器容量上限と防波板の設置について、国際基準と整合していないのは、毒物及び劇物取締法のみである。

無機シアン化合物及び弗化水素に関する国内・国際規制比較（内容積の上限規制、防波板設置に関して）

| | 日本 | | 国際規制 | | EU | 米国 | |
|-----|-------------------|--------------------------|-------------------------|--|--|--|--|
| | 毒物及び劇物 取締法施行令 | 危険物の規制 に関する政令 及び規則 | 一般高圧ガス 保安規則 | 危険物輸送に 関する国連勧告 | IMDG CODE | ADR | 49CFR |
| 内容積 | 10,000L 以下 | 30,000L 以下 | 上限制限なし | 上限制限なし | 上限制限なし | 上限制限なし | 上限制限なし |
| 防波板 | 2,000リットル以上 必要 | 2,000リットル以上 必要 | 液化ガスを充 填する容器に は必要 | 積載量80%以上ま たは20%以下の場 合は不要 (20%から80%の 場合7,500リットル 毎に設置) | 積載量80%以上ま たは20%以下の場 合は不要 (20%から80%の 場合7,500リットル 毎に設置) | 積載量80%以上ま たは20%以下の場 合は不要 (20%から80%の 場合7,500リットル 毎に設置) | 積載量80%以上ま たは20%以下の場 合は不要 (20%から80%の 場合7,500リットル毎に 設置) |

○危険物輸送に関する国連勧告

危険物の輸送に関する国連の勧告。物質ごとの国連番号（UN）、危険物分類と定義を記載している。この勧告をもとに、IMDG CODE や ADR が作成されている。

○IMDG CODE：国際海上危険物規定(International Maritime Dangerous Goods Code)

国連の専門機関である IMO（国際海事機関 International Maritime Organisation：加盟国 158 国）が危険物の個別輸送に関して定めた規則。

○ADR：欧州危険物輸送規則(Accord europeen relatif au transport international des marchandises Dangereuses par Route)

ヨーロッパにおいて、EU加盟国を含む36カ国で適用されている危険物の陸上輸送に関する規則。

○49CFR：米国規制(CODE OF FEDERAL REGULATIONS, Title 49)

50巻にわたる米国連邦規則の第49巻。危険物の分類、容器・包装、危険性状に関する通報要件、運送並びに取り扱い及び事故報告に関する要件が規定されている。